



本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

ミャンマー連邦共和政府

ミャンマー投資委員会

通知書番号：1/2013

ネピドー 1374年 ピャートルラピェチョー月 5日

(2013年1月31日)

ビジネス類型の決定

ミャンマー連邦共和政府、ミャンマー投資委員会は外国投資法第56条b項に基づき与えられた権利を利用し、外国投資法第2章に述べた関連するビジネスのうち、外資に許可できないビジネスリスト、国民と合弁システムのみ許可できるビジネスリスト、及び特別な条件で許可できるビジネスリストを連邦政府の同意により下記のとおり公示する。

許可できないビジネスリスト

順番	ビジネス類型
1	国防に関する軍需品製造及び関連するサービス業
2	流域保全林、宗教上保護される地域、伝統的な祭壇、牧場、栽培地、農地、水源などに損害を与えるビジネス
3	化学肥料法、種苗法、又はその時により公布する農業に関連する法律に従わない農業ビジネス、工場及び製造業
4	外国の廃棄物を輸入して国内で工場を設立し製造するビジネス
5	オゾン層を破壊するため禁止された Hydrobromo fluoro-carbon(HBFC) 34 種類、Bromo-chloromethane 1 種類、Cholorofluorocarbon5 種類、Halogenated (CFC)10 種類、Halon 3 種類、Halogenated CFC 10 種類、Carbon tetrachloride 1 種類の生産及びビジネス
6	残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約により禁止された有機化学(Organic)21 種類の製造業
7	環境保護に関する法律、規則、手続などに従い、その時により公示する環境に短期又は長期に損害を与えられる国内で利用すべきではない、外国で利用済みの工場、部品又は危険な商品などを製造する工場若しくは利用するビジネス
8	自然林を保護及び管理するビジネス
9	翡翠/宝石などの採掘、試掘、生産
10	鉱物に関する中規模、小規模製造業
11	アスベストを利用する建築資材の製造及び流通販売
12	電力システム管理業
13	電力に関する貿易業



本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

14	電気に関する点検ビジネス
15	環境や健康汚染につながる化学物質 MTBE (Methyl Tertiary Butyl Ether), TEL (Tetra Ethyl Lead) などを石油精製工業で加工して利用し又は輸入して利用するビジネス
16	国民の健康を害し、又は危険を及ぼす、土壌、水、空気に汚染物質を発生させる工業又は企業
17	水領域に金を含む鉱物自然資源の採掘ビジネス
18	航空交通管制サービス
19	航海案内ビジネス
20	印刷業と放送メディアの一体運営
21	ミャンマー語を含む民族語での定期雑誌などの印刷及び出版

国民と合弁の形をとる場合のみ許されるビジネス

順番	ビジネス種類
1	雑種の製造及び流通・販売業
2	優良品種の製造、国内の品種改良及び流通・販売業
3	クッキー、ウエハース、麺、春雨、マカロニ、その他の小麦製品の製造及び流通・販売業
4	飴、ココア、チョコレートを含む甘い菓子類の製造及び流通・販売業
5	牛乳及び乳製品以外の他の食品の製造及び流通・販売業
6	麦芽及び麦芽飲料商品の製造及び流通・販売業
7	酒、アルコール飲料及びアルコール飲料以外の商品の生産、精製、ボトリング作業及び流通・販売
8	多種類の氷の製造及び流通・販売業
9	飲水の製造業
10	多種類の綿製品の製造及び流通・販売業
11	陶器、鍋、コップ、皿、スプーン、ナイフ及びフォークなどの製造及び流通・販売業
12	プラスチック製品の製造及び流通・販売業
13	ゴム及びプラスチック製造業
14	包装するビジネス
15	合成皮革以外の牛革、革製品である靴及びカバンなどの製造及び流通・販売業
16	各種紙の製造及び流通・販売業
17	カーボン紙、パラフィン紙、トイレットペーパーを含む紙及び段ボール製品の製造及び流通・販売業
18	国内の天然資源を利用した化学製造品の製造及び流通・販売業
19	可燃性固体、液体、ガス及びエアロゾル(アセチレン、ガソリン、プロパン、ヘアスプレー、香料、デオドラント、殺虫剤)の製造及び流通・販売業
20	酸化化学品 (オキシジェン、水素ジェン) 及び圧縮ガス (アセトン、アルゴン、水素)



本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

	ジェン、ニトロジェン、アセチレン) の製造及び流通・販売業
21	腐食性化学品（硫酸、硝酸）の製造及び流通・販売業
22	産業用化学ガス（気体、液体、固体）の製造及び流通・販売業
23	薬品の製造業
24	ハイテクノロジーを利用したワクチンの製造業
25	産業用資源及び鉱物に関する探査及び試掘
26	大規模な鉱物採掘業
27	ビル、橋などの建設に使用する鉄骨フレーム、コンクリート製品を製造する工場建設業
28	大橋、高速道路、跨道橋及び地下鉄などの輸送を発展させる建設業
29	国際水準のゴルフ場及びレクリエーションセンターなどの開発業
30	住宅及びコンドミニアムの建設・販売・賃貸業
31	事務所及びオフィスビルの建設・販売業
32	工業団地に隣接した住宅地区での、アパート、コンドミニアムの建設・販売・賃貸業
33	一般の国民に向けた住宅の建設業
34	ニュータウンの開発業
35	国内線航空サービス
36	国際線航空サービス
37	乗客及び貨物用水上輸送サービス
38	造船所での新規船舶の建設・修理業
39	陸上での倉庫建設及び水上ポートサービス業
40	新しい客車と機関車の製造業
41	私立専門病院／私立伝統医療病院
42	旅行業

特別に定める、状況により許されるビジネスリスト

1. 関連する省の所見で実行できるビジネスリスト

順番	ビジネス種類	制限
(1)	(2)	(3)
1	農業灌漑省	
1	種の生産及び流通業	連邦政府の承認を得て実行しなければならない。農業灌漑省の見解を受けて実行しなければならない。
2	化学肥料工場建設及び製造業	連邦政府の承認を得て実行しなければならない。農業灌漑省の見解を受けて実行しなければ



本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

			ならない。
	3	殺虫剤製造及び再包装業	連邦政府の承認を得て実行しなければならない。農業灌漑省の見解を受けて実行しなければならない。
	4	農業研究及び開発事業	連邦政府の承認を得て実行しなければならない。農業灌漑省の見解を受けて実行しなければならない。
	5	農業用機械及び設備製造業	連邦政府の承認を得て実行しなければならない。農業灌漑省の見解を受けて実行しなければならない。
	6	耕作業及び関連するサービス業	連邦政府の承認を得て実行しなければならない。農業灌漑省の見解を受けて実行しなければならない。
	7	現代的農地開拓業	連邦政府の承認を得て実行しなければならない。農業灌漑省の見解を受けて実行しなければならない。
2		畜水産省	
	1	養蜂・蜂蜜製品製造	GMP システムで製造すること。連邦により規定された食品製造に関連する指示に従って行うこと。外国からの技術及び市場があること。
	2	漁網製造工業	漁業管理局の法律細則、命令、指示及び規則に従って行うこと。漁業が発展している地域で工場を建設すること。定められた網目サイズのみ作り出すこと。
	3	魚港及び魚市場の建設業	漁業管理局の法律細則、命令、指示及び規則に従って行うこと。魚港と魚市場に隣接して建設すること。高水準の清潔・警備システムを現代的に建設しなければならない。
	4	水産物の分析検査業	ISO 17025 システムを利用する高品質検査で製品を検査しなければならない。
	5	淡水／海水漁業	国内にある生物の種類などに被害を与える魚類は養殖できない。
3		環境保護・森林省	
	1	国家公園造成	環境保護・森林省の所見を受けて行うこと。
	2	木材加工産業及び他の関連サービス業	環境保護・森林省の所見を受けて行うこと。
	3	自然を基本とする旅行業	環境保護・森林省の所見を受けて行うこと。



本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

	4	炭素生産減少に関連するビジネス	環境保護・森林省の所見を受けて行うこと。
	5	森林地域（保護林）を長期賃借して森林を伐採するビジネス	環境保護・森林省の所見を受けて行うこと。
	6	遺伝子組換え物及び遺伝子組換え物を外国から輸入するビジネス	環境保護・森林省の所見を受けて行うこと。
	7	森林栽培土壌に関するシステム、機械、消毒液、栄養液及び種子を外国から輸入するビジネス	環境保護・森林省の所見を受けて行うこと。
	8	高価な若しくは貴重な種子を生産し、又は保護し、組織を生産するビジネス、森林分野ハイテク研究事業及び経済的ビジネス	環境保護・森林省の所見を受けて行うこと。
	9	森林栽培土壌（チーク、硬材、ゴム、竹、籐などの栽培土壌）の建設業	環境保護・森林省の所見を受けて行うこと。
	10	木材工業（伐採業、林産加工業）	環境保護・森林省の所見を受けて行うこと。
	11	原木及び木材加工工業、国内／国外貿易業	環境保護・森林省の所見を受けて行うこと。
	12	森林部門の高い技術又は研究を進展させ、また人の能力を開発するビジネス	環境保護・森林省の所見を受けて行うこと。
	13	森林及び政府所有の森林で自然資源を抽出するビジネス	環境保護・森林省の所見を受けて行うこと。
	14	若木及び動物遺伝子を輸入、輸出、又は繁殖させるビジネス	環境保護・森林省の所見を受けて行うこと。
	15	基準となる木材加工業	外国投資は25%を超えることができない。
	16	木材製造工程業	外国投資は35%を超えることができない。
	17	大規模投資が必要となる高い技術の製造業	外国投資は49%を超えることができない。
	18	丸太を加工して輸出するビジネス	連邦政府の認証で実行すること。
4		鉱山省	
	1	鉱物の探索、試掘及び実行可能性調査	鉱物を探索するための期間は2年を超えないこと、鉱物を試掘するための期間は3年を超えないこと、鉱物の実行可能性調査するための期間は2年を超えないことにする。 期間延長のため、鉱物の探索／試掘／実行可能性調査の許可を期間が終了する3ヶ月前に申し込まなければならない。
	2	大規模鉱物開発業	連邦政府の許可で実行すること。許可期間は15年である。期間延長の申請は1回毎に5年間で4回まで許可できる。大規模鉱物開発業の許可



本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

			期間が終了する 6 ヶ月前に期間を延長するための申請をしなければならない。推定される鉱脈の量、加工量及び加工期間(Mining Life)を精査して許可する。
	3	Rare Earths, Strategic Minerals, Radioactive Minerals に関する業、宝石、装飾品、彫刻（彫像、彫金）を加工して販売するビジネス	連邦と協力して Joint Venture system のみ許可する。
	4	真珠生産業	許可期間は 15 年である。期間の延長は一回毎に 5 年間で 2 回まで許可できる。許可期間が終了する 1 年前に予め期間の延長を申請しなければならない。
	5	石炭などを採掘して鉱石を輸出するビジネス	連邦政府の許可で実行すること。
5		産業省	
	1	野菜、動物などから採った油（液体及び固体）の生産及び流通・販売業	国内の生産品である原料を最低 80%使用すること。
	2	飲料、サイダー、他のジュースの生産及び流通・販売業	国内の生産品である原料を最低 20%使用すること。国内生産品である野菜原料などを工場が建設されてから 3 年以降に最低 60%使用すること。自然環境に損害を与えない工場でなければならない。
	3	人口調味料生産業	初めの 3 年以内に国内の原料のみを主に使用する生産に変わらなければならない。
	4	シガレット生産業	国内でタバコの葉を初めの 3 年間で 50%使用すること又は国内のタバコの葉を輸出した収入で購入した原料を最低 50%使用すること。90%は輸出しなければならない。投資提案で国内の資源を使用する過程表と輸出する過程表も共に提出しなければならない。
	5	香水、化粧品加工及び流通・販売業	工場が建てられてから 5 年以内に国内の原料 50%を使用しなければならない。
	6	爆発の可能性がある化学生産品 TNT, Nitro-glycerin, Ammonium Nitrite の製造及び流通・販売業	連邦政府と合弁システムでのみ実行することができる。
	7	可燃性のある (Titanium Powder) , 自己反応	連邦政府と合弁システムでのみ実行することができる。



本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

	性物質 (Potassium Sulfide) , 水と接触することで可燃性のガスを発する物質 (Calcium Phosphide) の製造及び流通・販売業	できる。
8	ペンキ、ワックス、染料など化学生産品の製造及び流通・販売業	連邦政府と合弁システムでのみ実行することができる。
9	予防薬の製造及び流通・販売業	連邦政府と合弁システムでのみ実行することができる。最低 WHO, GMP 基準に従って実行すること。
10	国外資源を利用する化学品の製造及び流通・販売業	Hazardous, Explosive, Oxidized 及び可燃性のある化学品を製造する場合を除き、他のビジネスは定められた期間のみ実行できる。
6	電力省	
1	水力、石炭火力を使用する発電及び売電業	連邦政府の許可で実行すること。国家政府と合弁で BOT システムのみ実行できる。
7	運輸省	
1	空港建設、旅行者向け休憩室サービス業	連邦政府の許可で実行すること。運輸省の見解を受けて実行すること。
2	民間航空機の訓練サービス業	連邦政府の許可で実行すること。運輸省の見解を受けて実行すること。
3	飛行機の整備サービス業	連邦政府の許可で実行すること。運輸省の見解を受けて実行すること。
4	航空交通サービス業及びマーケティングサービス業	連邦政府の許可で実行すること。運輸省の見解を受けて実行すること。
5	コンピューターネットワークシステムを用いたチケット販売サービス業	連邦政府の許可で実行すること。運輸省の見解を受けて実行すること。
6	飛行機リースサービス業 (スタッフは含まれない。)	連邦政府の許可で実行すること。運輸省の見解を受けて実行すること。
7	飛行機リースサービス業 (スタッフを含む。)	連邦政府の許可で実行すること。運輸省の見解を受けて実行すること。
8	航空機を用いた貨物の運送サービス業	連邦政府の許可で実行すること。運輸省の見解を受けて実行すること。
9	航空機を用いた貨物の荷役サービス業	連邦政府の許可で実行すること。運輸省の見解を受けて実行すること。
10	機内食の製造及び流通・サービス業	連邦政府の許可で実行すること。運輸省の見解を受けて実行すること。
11	航空機に飛行機燃料を提供するサービス業	連邦政府の許可で実行すること。運輸省の見解



本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

			を受けて実行すること。
12	飛行機の簡単なメンテナンスサービス業		連邦政府の許可で実行すること。運輸省の見解を受けて実行すること。
13	到着時・経由時・出発時の着陸場におけるサービス業		連邦政府の許可で実行すること。運輸省の見解を受けて実行すること。
14	旅客の貨物に関して着陸場でなすサービス業		連邦政府の許可で実行すること。運輸省の見解を受けて実行すること。
15	旅客向け到着時・出発時の空港におけるサービス業		連邦政府の許可で実行すること。運輸省の見解を受けて実行すること。
16	着陸場でのサービス業		連邦政府の許可で実行すること。運輸省の見解を受けて実行すること。
17	空港ホテルサービス業		連邦政府の許可で実行すること。運輸省の見解を受けて実行すること。
18	飛行機の部品売却とマーケティングサービス業		連邦政府の許可で実行すること。運輸省の見解を受けて実行すること。
19	水路に関連する訓練学校の開設		連邦政府の許可で実行すること。Joint Ventureのみ実行できる。投資額はUS\$100万より少ないこと。
20	外国人が所有する海洋大型船のエージェントサービス業		国家政府と合弁でのみ実行すること。
21	造船所サービス業		国家政府と合弁でのみ実行すること。
22	国内水路運送管理局が所有する土地での水路運送に関連するサービス業		国家政府と合弁でのみ実行すること。
23	他の関連するビジネス及びビル建設業		国家政府と合弁でのみ実行すること。
8	通信・情報技術省		
1	国内・国際郵便サービス業		通信・情報技術省の許可を取らなければならない。
2	通信ネットワークサービス業		通信・情報技術省の許可を取らなければならない。
9	エネルギー省		
1	原料として輸入する石油及び石油製品の輸入・販売業		エネルギー省の所見を受けて実行しなければならない。
2	石油及び天然ガスの調査・試掘・採掘など収入が生じるまでの作業		連邦政府の許可で実行する。エネルギー省の所見を受けて実行しなければならない。
3	石油及び天然ガスに関する研究を含むサービス業		エネルギー省の所見を受けて実行しなければならない。



本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

	4	石油化学工場の建設・開発業	連邦政府の許可で実行する。エネルギー省の所見を受けて実行しなければならない。
	5	石油、自然ガス及び石油製品の運送・保管・流通・販売業	エネルギー省の所見を受けて実行しなければならない。
10		保健省	
	1	私立病院、専門医院／クリニック	保健省の所見を受けて実行する。
	2	国立・私立合弁病院／クリニック	保健省の所見を受けて実行する。
	3	国立・外国投資病院／クリニック	保健省の所見を受けて実行する。
	4	私立診断サービス業	保健省の所見を受けて実行する。
	5	私立の薬及び薬品製造業	保健省の所見を受けて実行する。
	6	予防薬及び診断用品の製造・研究業	保健省の所見を受けて実行する。
	7	私立の薬及び健康大学と訓練学校	保健省の所見を受けて実行する。
	8	保健に関する効果調査業	保健省の所見を受けて実行する。
	9	民族療法に関する薬の原料の販売業	保健省の所見を受けて実行する。
	10	民族療法に関する草木の栽培業	保健省の所見を受けて実行する。
	11	民族療法に関する研究及び実験業	保健省の所見を受けて実行する。
	12	民族療法に関する薬剤製造業	保健省の所見を受けて実行する。
11		建設省	
	1	オフィス／商業ビルの建設及び賃貸業	100%外国投資の場合、BOT システムで実行すること。外国人と国民が合弁で行う場合、国民は土地の長期利用権利を分担し、又は外国投資家に土地を賃貸することのみ実行できる。 都市遺産建物の場合は、期間満了後、土地を返却するため、従来の状態を変更しないで Conservation Management Plan に従って行うこと。
	2	建築設計、建築工業、関連する相談及び他のサービス業	ASEAN の相互認証した過程 Mutual Recognition Arrangement MRA の基準規定により行うこと。 Myanmar National Building Code, Rules and Regulations に従って実行しなければならない。
	3	工場などの建設、機械と設備の組み立て及び試行に関するビジネス	ASEAN の相互認証した過程 Mutual Recognition Arrangement MRA の基準規定により行うこと。 Myanmar National Building Code, Rules and Regulations に従って実行しなければならない。



本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

	4	土木工事に貢献する工事用品の大規模製造業	ASEAN の相互認証した過程 Mutual Recognition Arrangement MRA の基準規定により行うこと。 Myanmar National Building Code, Rules and Regulations に従って実行しなければならない。
	5	最先端技術を使用する Prefabrication 工事用品製造業	ASEAN の相互認証した過程 Mutual Recognition Arrangement MRA の基準規定により行うこと。 Myanmar National Building Code, Rules and Regulations に従って実行しなければならない。
	6	自然災害に強い最先端技術を使用する建物、それに関連する最先端技術を使用する基本ビル建設業	ASEAN の相互認証した過程 Mutual Recognition Arrangement MRA の基準規定により行うこと。 Myanmar National Building Code, Rules and Regulations に従って実行しなければならない。
12		ホテル観光省	
	1	国際観光客運送業	交通省局及び電車交通省局の規則に従って行うこと。
	2	Wellness Spa ビジネス	3 つ星以上あるホテルのみ実行できる。しかし、部屋数が少なくても、高級で豪華に建設された 5 つ星のホテルの場合、特別条件として許可する。
	3	外国人のみ対象としたカジノ業	連邦政府の許可で行うこと。国内省局の規定、規則により許可を得て決定される地域内にあるホテルのみ建設できる。ミャンマー国民は遊戯することを禁止する。
13		情報省	
	1	外国語で出版する定期新聞	情報省の所見を受けること。
	2	社会科学に関する書籍の出版業	情報省の所見を受けること。
	3	自然科学に関する書籍の出版業	情報省の所見を受けること。
	4	利用科学に関する書籍の出版業	情報省の所見を受けること。
	5	芸術に関する書籍の出版業	情報省の所見を受けること。
	6	言語に関する本、ミャンマー語を含む民族語又は外国語で出版する書籍の出版業	情報省の所見を受けること。
	7	FM ラジオ放送業	連邦政府の許可で行うこと。情報省の所見を受けること。



本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

8	Direct to Home (DTH) 業	情報省の所見を受けること。
9	DVT2 業	情報省の所見を受けること。
10	Cable/IPTV 業	情報省の所見を受けること。
11	映画製作事業	情報省の所見を受けること。
12	映画フィルム洗浄・編集・録音業	情報省の所見を受けること。
13	映写業	情報省の所見を受けること。
14	映画学校の開設	情報省の所見を受けること。
15	映画の撮影用品のリース業	情報省の所見を受けること。
16	映画撮影所の建設業	情報省の所見を受けること。
17	VCD, DVD, Blue Ray Disc 等を映すビジネス	情報省の所見を受けること。
18	映画及びテレビの撮影・流通・映写業	情報省の所見を受けること。

2. 他の許可で実行できるビジネスリスト

順番	ビジネス種類	制限
(1)	(2)	(3)
1	水牛、牛等の畜産加工業	Good Animal Husbandry Practice (GAHP) と Good Manufacturing Practice (GMP) で行うこと。
2	羊、山羊、鶏、豚等の畜産加工業	Good Animal Husbandry Practice (GAHP) と Good Manufacturing Practice (GMP) で行うこと。
3	動物飼料製造及び流通・販売業	Good Manufacturing Practice (GMP) で行うこと。
4	動物病気予防・治療薬に関する製造業	ASEAN Guide Line on GMP for Animal Vaccines/Drugs に従って行うこと。
5	乳牛畜産業	Good Animal Husbandry Practice (GAHP) で行うこと。
6	牛乳及び乳製品の製造業	ASEAN Criteria for Accreditation of Milk Processing Establishment に従って行うこと。
7	屠殺業	Hazard Analysis Critical Control Point (HACCP) システムでGMPに従って行うこと。
8	動物製品及び食肉加工業	ASEAN Criteria for Accreditation、Livestock Product Establishment of Manufacturing Meat Product in Hermetically- Sealed Containers で行うこと。
9	牧場用品製造業	Good Manufacturing Practice (GMP) で行うこと。
10	養鶏業	ASEAN Biosecurity Management



本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

		Manual for Commercial Poultry Farmingに従ってGAHP, GMPで行うこと。
11	ガヤル畜産業	GAHPシステムで行うこと。
12	淡水及び海水の海老養殖	自然に損害を与えない科学的飼養システムで行うこと。
13	炭鉱業	連邦と合弁システムで行うこと。
14	民族療法以外の家庭用医薬品製造業	少なくともWHO GMPに従って行うこと。
15	予防薬、麻薬、向精神薬以外の薬剤製造及び流通・販売業	少なくともWHO GMPに従って行うこと。
16	法律により許可する建設、維持、修繕業	ASEAN MRAによる基準に従って行うこと。Myanmar National Building Code, Rules and Regulationsにより行う。
17	ホテル業	3つ星以上であるホテルのみ100%投資が許可できる。他はJVのみ許可できる。
18	必要な農作物を輸入し、栽培して国内に流通させる又は輸出するビジネス	高付加価値商品の生産のみ許可できる。合弁システムであれば民間は最低40%投資すること。
19	小売業	小規模営業は許可できない。Super Market, Department Store, Shopping Centerのみ許可できる。民間が投資している周辺に開業できない。国内製造品を優先的に販売すること。合弁システムであれば国民は最低40%を出資すること。
20	小売業 (車とバイクを含まない。)	2015年以降のみ許可できる。最低投資額は USD 300万あること。免税は適用できない。
21	支店の開設	外国人はFranchisorのみ許可できる。
22	倉庫業	小/中規模の倉庫は許可できない。合弁システムであれば国民は最低40%投資すること。
23	卸業	商務及び通産省の所見に従って行うこと。
24	代理業務	代理業務事務所の建設、代理人の雇用などは国民のみ採用すること。
25	店舗での小売	Department Store とHyper Market は square feet 50000 以上、 Super Marker は square feet 12000 ~ 20000以内にしなければならない。
26	店舗での食品、飲料、ミャンマータバコなどの小売	店舗のサイズは square feet 2000 ~ 4000 以内にならなければならない
27	関連する部門について外国語で特別に出版する刊行物及び雑誌	合弁システムで行う場合、国民は51%の投資によらなければならない。重役を含む主な社員の3分の2は国民を採用しなければならない。



本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

		関連する外国雑誌会社（又は）関連する外国出版業を所有する投資家のみ100%外国投資ができる。
--	--	--



本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

3. 環境汚染の調査を受ける必要があるビジネス

順番	ビジネス種類	制限
(1)	(2)	(3)
1	環境保護・林業省所管庁	
1	鉱物の採掘業	ビジネスの種類によって環境汚染及び社会的に損害を与えない、又は環境汚染及び社会的に損害が最も低くなるよう推定、精査を行ってから許可する。
2	石油及び天然ガスの採掘業	ビジネスの種類によって環境汚染及び社会的に損害を与えない、又は環境汚染及び社会的に損害が最も低くなるよう推定、精査を行ってから許可する。
3	大規模ダム、堤防建設事業	ビジネスの種類によって環境汚染及び社会的に損害を与えない、又は環境汚染及び社会的に損害が最も低くなるよう推定、精査を行ってから許可する。
4	水電力及び他の大規模発電事業	ビジネスの種類によって環境汚染及び社会的に損害を与えない、又は環境汚染及び社会的に損害が最も低くなるよう推定、精査を行ってから許可する。
5	石油パイプライン、ガスパイプライン、送電鉄塔などの工事業	ビジネスの種類によって環境汚染及び社会的に損害を与えない、又は環境汚染及び社会的に損害が最も低くなるよう推定、精査を行ってから許可する。
6	栽培地での大規模農耕業	ビジネスの種類によって環境汚染及び社会的に損害を与えない、又は環境汚染及び社会的に損害が最も低くなるよう推定、精査を行ってから許可する。
7	大型の海橋、道路橋、高速道路、地下鉄、港、造船所、空港建設、用水路、大型の乗用車の製造、造船の製造などの工事業	ビジネスの種類によって環境汚染及び社会的に損害を与えない、又は環境汚染及び社会的に損害が最も低くなるよう推定、精査を行ってから許可する。
8	化学品及び殺虫剤の製造業	ビジネスの種類によって環境汚染及び社会的に損害を与えない、又は環境汚染及び社会的に損害が最も低くなるよう推定、精査を行ってから許可する。
9	バッテリー製造業	ビジネスの種類によって環境汚染及び社会的に損害を与えない、又は環境汚染及び社会的に損害が最も低くなるよう推定、精査を行ってから許可する。
10	大規模紙料の製造業	ビジネスの種類によって環境汚染及び社会的に損害を与えない、又は環境汚染及び社会的に損害が最も低くなるよう推定、精査を行ってから許可する。
11	大規模な綿製品の紡織及び染色の製造業	ビジネスの種類によって環境汚染及び社会的に損害を



本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

		与えない、又は環境汚染及び社会的に損害が最も低くなるよう推定、精査を行ってから許可する。
12	鉄、鉄鋼及びその他鉄鋼製品の製造業	ビジネスの種類によって環境汚染及び社会的に損害を与えない、又は環境汚染及び社会的に損害が最も低くなるよう推定、精査を行ってから許可する。
13	セメント製造業	ビジネスの種類によって環境汚染及び社会的に損害を与えない、又は環境汚染及び社会的に損害が最も低くなるよう推定、精査を行ってから許可する。
14	酒、ビール、アルコールなどの製造業	ビジネスの種類によって環境汚染及び社会的に損害を与えない、又は環境汚染及び社会的に損害が最も低くなるよう推定、精査を行ってから許可する。
15	灯油、ガソリン、その他の燃料油、化学肥料、ろう、パラフィン、ワニスなどの製造を含む石油化学工業	ビジネスの種類によって環境汚染及び社会的に損害を与えない、又は環境汚染及び社会的に損害が最も低くなるよう推定、精査を行ってから許可する。
16	製糖工場を含む大規模な食品加工業	ビジネスの種類によって環境汚染及び社会的に損害を与えない、又は環境汚染及び社会的に損害が最も低くなるよう推定、精査を行ってから許可する。
17	皮革製品、ゴム製品の製造業	ビジネスの種類によって環境汚染及び社会的に損害を与えない、又は環境汚染及び社会的に損害が最も低くなるよう推定、精査を行ってから許可する。
18	大規模淡水／海水、魚、海老及び海洋生物の養殖	ビジネスの種類によって環境汚染及び社会的に損害を与えない、又は環境汚染及び社会的に損害が最も低くなるよう推定、精査を行ってから許可する。
19	大規模製材業	ビジネスの種類によって環境汚染及び社会的に損害を与えない、又は環境汚染及び社会的に損害が最も低くなるよう推定、精査を行ってから許可する。
20	大規模住宅建設業	ビジネスの種類によって環境汚染及び社会的に損害を与えない、又は環境汚染及び社会的に損害が最も低くなるよう推定、精査を行ってから許可する。
21	大規模ホテル及びリゾート施設の建設業	ビジネスの種類によって環境汚染及び社会的に損害を与えない、又は環境汚染及び社会的に損害が最も低くなるよう推定、精査を行ってから許可する。
22	文化的遺産建築物及び重要な特有の場所で行う事業	環境の生態システム及び社会福祉に損害を与えないため十分な距離があり、必要な環境に関する調査、社会的に損害を与えない精査などを行って、環境の生態システム及び社会的に損害を与えない旨認定してから許可で



本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

		きる。
23	浅水域での事業	環境の生態システム及び社会福祉に損害を与えないため十分な距離があり、必要な環境に関する調査、社会的に損害を与えない精査などを行って、環境の生態システム及び社会的に損害を与えない旨認定してから許可できる。
24	生態系に被害を及ぼしやすい地域での事業	環境の生態システム及び社会福祉に損害を与えないため十分な距離があり、必要な環境に関する調査、社会的に損害を与えない精査などを行って、環境の生態システム及び社会的に損害を与えない旨認定してから許可できる。
25	国立公園、自然林保護地域での事業	環境の生態システム及び社会福祉に損害を与えないため十分な距離があり、必要な環境に関する調査、社会的に損害を与えない精査などを行って、環境の生態システム及び社会的に損害を与えない旨認定してから許可できる。
26	絶滅の危機に瀕した動植物等に関する事業	環境の生態システム及び社会福祉に損害を与えないため十分な距離があり、必要な環境に関する調査、社会的に損害を与えない精査などを行って、環境の生態システム及び社会的に損害を与えない旨認定してから許可できる。
27	自然災害が発生する可能性が高い地域での事業	環境の生態システム及び社会福祉に損害を与えないため十分な距離があり、必要な環境に関する調査、社会的に損害を与えない精査などを行って、環境の生態システム及び社会的に損害を与えない旨認定してから許可できる。
28	国民の飲料水として利用される水源、池、タンクなどの周辺にある地域での事業	環境の生態システム及び社会福祉に損害を与えないため十分な距離があり、必要な環境に関する調査、社会的に損害を与えない精査などを行って、環境の生態システム及び社会的に損害を与えない旨認定してから許可できる。
29	レクリエーション地域、真珠生産等の周辺にある地域での事業	環境の生態システム及び社会福祉に損害を与えないため十分な距離があり、必要な環境に関する調査、社会的に損害を与えない精査などを行って、環境の生態システム及び社会的に損害を与えない旨認定してから許可できる。



本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

30	広大な農地で大規模な畑作をするビジネス	ビジネスの種類によって環境汚染及び社会的に損害を与えない、又は環境汚染及び社会的に損害が最も低くなるよう推定、精査を行ってから許可する。連邦政府の許可で実行する。
31	大規模な植林をするビジネス	ビジネスの種類によって環境汚染及び社会的に損害を与えない、又は環境汚染及び社会的に損害が最も低くなるよう推定、精査を行ってから許可する。連邦政府の許可で実行する。
32	大規模な木材産業	ビジネスの種類によって環境汚染及び社会的に損害を与えない、又は環境汚染及び社会的に損害が最も低くなるよう推定、精査を行ってから許可する。
33	発電事業	EIAを行い環境保護及び森林省の所見を受けて実行する。
34	大規模送電線の工事業	EIAを行い環境保護及び森林省の所見を受けて実行する。

命令により

ソーティン

会長

ミャンマー投資委員会

【仮訳】 キャストコンサルティング（ミャンマー） 有限会社